東京都薬剤師国民健康保険組合規約第 26 条の 2 に規定する保険料の免除の特例の運用に関する規程

最終改正　令和５年１２月２０日

（目的）

第１条　この規程は東京都薬剤師国民健康保険組合規約（以下「組合規約」という。）第 26 条の 2 に規定する保険料の免除の特例について、適正な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　出産とは、妊娠 85 日(4 か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含む

２　削除

（対象者）

第３条　組合規約第２６条の２の第１項に基づき、理事長に保険料の免除を申し出ることができるのは、妊娠したことが明らかになった組合規約第６条に定める被保険者とする。

（保険料免除の申出）

第４条　組合規約第２６条の２の第１項に基づく保険料の免除を受けようとする被保険者は、事業主（ただし、当該被保険者が組合規約第５条第１項第二項に規定する組合員（特例組合員）及びその組合員の世帯に属する者（家族）である場合は当該組合員）が、「申出書（様式別紙１）」に次の書類を添付して、原則として出産予定日の３か月前（多胎児の場合は６月前）までに理事長に申し出るものとする。

一　厚生年金保険加入被保険者　母子保健法第 15 条の規定に基づく「妊娠届出書」又は主治医が発行した「母性健康管理指導事項連絡カード」の写し、若しくは「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届」の写し

二　国民年金加入被保険者　母子保健法第 15 条の規定に基づく「妊娠届出書」又は主治医が発行した「母性健康管理指導事項連絡カード」の写し、若しくは「国民年金被保険者関係届書（申出書）」の写し

２　前項の申出者は、次の事項に該当する事実があったときは、速やかに理事長に届け出なけ

ればならない。

(1)　前項の申出書に記載の事項に変更があったとき

(2)　対象者が出産したとき

(3)　産前産後休業期間の変更若しくは産前産後休業期間終了日の前に休業を終了したとき

3　前項の届出には、産前産後休業期間の変更等の事実を確認できる書類（母子健康手帳の写し、健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届の写し等）を添付するものとする。

（保険料免除の決定）

第５条　理事長は、前条第１項の申出があったときは、その内容を審査し、保険料の免除の可否、及び免除する場合はその期間を決定し、申出者に通知するものとする。

２　前条の申出が前条に定める理事長に申し出る期限以降に提出された場合は、当該保険料の免除の手続が可能になるまでの間、納付した保険料を還付することにより行うものとする。

（保険料免除の期間）

第６条　組合規約第２６条の２の第２項に規定する保険料を免除する期間は、出産の日が出産の予定日と異なる場合であっても変更しない。

２　理事長は、保険料免除の期間を終了したときは、その旨を第４条の申し出をした者に通知するものとする。

（保険料を免除する被保険者の範囲）

第７条　組合規約第２６条の２第２項により理事長が保険料の免除をするのは、当該申出に係る出産を予定又は出産をした被保険者（以下、「出産被保険者」という。）が組合員である場合は当該組合員及びその組合員の世帯に属する者、出産被保険者が組合員の世帯に属する者である場合は当該組合員の世帯に属する者及びその出生した子とする。

（免除する保険料の範囲）

第８条　組合規約第２６条の２第２項により理事長が免除する保険料は、組合規約第１８条第１項第１号から第３号に掲げるものに該当する保険料の合計額とする。

（その他）

第９条　組合規約第２６条の２に定める保険料の免除に関し、この規程に定めのないことにつ

いては理事長が別に定める。

附　則

第１条　この規定は、令和４年４月１日から施行する。

第２条　この規程の施行日において現に産前産後休業中の組合員については、この規程の施行日から産前産後休業を取得したものとみなす。

第３条　組合規約第２６条の２及びこの規程による産前産後休業期間中の保険料免除の申出は、その産前産後休業が終了した日の翌日から起算して２年以内にしなければならない。

附則

（施行時期）

第１条　この規程は、規約第２６条の２の一部を改正する規約について東京都知事の認可があった場合に、令和６年１月１日から施行する。（規約改正都知事認可　令和６年１月10日）

（経過措置）

第２条　出産月が令和５年１１月１日から令和６年４月３０日までの間である被保険者の保険料を免除する期間は次のとおりとする。

(1)　組合員が出産被保険者である場合

①　単胎児の場合

ア　出産月が令和５年１１月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年１月まで

イ　出産月が令和５年１２月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年２月まで

ウ　出産月が令和６年１月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年３月まで

エ　出産月が令和６年２月の場合は、令和６年１月から令和６年４月まで

オ　出産月が令和６年３月の場合は、令和６年２月から令和６年５月まで

カ　出産月が令和６年４月の場合は、令和６年３月から令和６年６月まで

②　多胎児の場合

ア　出産月が令和５年１１月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年１月まで

イ　出産月が令和５年１２月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年２月まで

ウ　出産月が令和６年１月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年３月まで

エ　出産月が令和６年２月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年４月まで

オ　出産月が令和６年３月の場合は、産前産後休業を開始した日の属する月から令和６年５月まで

カ　出産月が令和６年４月の場合は、令和６年１月から令和６年６月まで

(2)　組合員の世帯に属する者が**出産被保険者**である場合

①　単胎児の場合

ア　出産月が令和５年１１月の場合は、令和６年１月

イ　出産月が令和５年１２月の場合は、令和６年１月から令和６年２月まで

ウ　出産月が令和６年１月の場合は、令和６年１月から令和６年３月まで

エ　出産月が令和６年２月の場合は、令和６年１月から令和６年４月まで

オ　出産月が令和６年３月の場合は、令和６年２月から令和６年５月まで

カ　出産月が令和６年４月の場合は、令和６年３月から令和６年６月まで

②　多胎児の場合

ア　出産月が令和５年１１月の場合は、令和６年１月

イ　出産月が令和５年１２月の場合は、令和６年１月から令和６年２月まで

ウ　出産月が令和６年１月の場合は、令和６年１月から令和６年３月まで

エ　出産月が令和６年２月の場合は、令和６年１月から令和６年４月まで

オ　出産月が令和６年３月の場合は、令和６年１月から令和６年５月分まで

カ　出産月が令和６年４月の場合は、令和６年１月から令和６年６月まで